

事例研究～中国ビジネス法務

日本の公文書を
中国国内で使用する際の留意事項北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

中国民事訴訟法等の多くの法令の規定によると、中国国外で作成された法律文書については、当該文書が真実に作成されたことを証明する上で、一定の手続きを経ることが規定されています。具体的には、当該文書が帰属する国の公的機関による証明および中国大使館・領事館の認証、または中国との間で締結された条約に規定された手続きを経なければなりません。この規定は、日本企業や日本人が中国において、以下の活動を行う際に大きな影響をもたらします。

1. 直接投資活動 → 現地法人の設立、日本本社や海外企業による中国企業の買収、現地法人における日本株主の変更の際は、商務主管部門に対して、日本企業の「登記事項証明書」を提出することが求められ、提出しない場合は、設立・変更に関する審査認可手続き、登記手続きを行うことができません。
2. 訴訟活動 → 日本企業が中国で訴訟活動を行う際は、当事者としての資格証明を目的として法院(裁判所)から「登記事項証明書」の提出が求められます。また、中国以外の国で作成された証拠を提出する際は、公証・認証手続きを経なければ、訴訟の中で用いることができません。他方、公証・認証を経た証拠については、真実に作成されたものと認められることに加え、証明力が評価される上でも積極的な効果を有します。
3. 就業 → 日本人が中国で就業許可の初回申請等を行う際は、無犯罪記録証明書(「犯罪経歴証明書」)の提出が求められ、提出しない場合は就業許可の手続きを行うことができません。

以下、日本の公的機関から取得した証明書として、「現在事項全部証明書」の提出を例に挙げてご説明します。同証明書については、(1) 法務局長による登記官の押印証明 → (2) 外務省における公印確認 → (3) 中国駐日大使館 / 領事館における認証の順に手続きを行うこととなります。(2)の「公印確認」は、中国法が要求する「公証」(所在国の公証機関による証明)とは異なりますが、実務上、中国大使館 / 領事館の外交認証を受けることにより、「公印確認」も中国の行政司法機関により認められています。上記の手続きを経た後の証明書サンプルおよび各手続きの詳細については、大地律師事務所のホームページ上の説明をご参照ください (<http://www.aalawfirm.com/law-info/law-commentary>)。

日本の公文書を中国国内で使用する注意事項として、以下の3点が挙げられます。

1. 法務局長による登記官の押印証明については、登記官により発行された書類についてのみ必要となる点にご留意ください。法務局が発行する証明書以外の公文書については、通常、外務省における公印確認から手続きを行うこととなります(例：警視庁が発行する無犯罪記録証明書は、外務省における公印確認からの手続きとなります)。
2. 重要なタイミングを逃さず、中国国内の手続きを速やかに進める上では、日本の公文書の提出が必要と判明した時点で、これらの手続きを迅速に行うことが大切です。手続きを進める上では、必要に応じて専門家の協力を得ることも有益でしょう。
3. 中国国内において、上記の手続きを経た公文書を提出する際、併せて公文書の全部または一部につき、中国語の翻訳文の提出を求められることが少なくありません。この場合は、中国の行政機関・司法機関の要求を踏まえ、資格のある翻訳会社等、専門家への依頼を検討するべきであると思われます。